様式第一記載上の注意6．②③を次のように改める。

③　監査等委員会設置会社（会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）又は指名委員会等設置会社（同条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社になること。

様式第一記載上の注意7．②③を次のように改める。

③　監査等委員会設置会社（会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）又は指名委員会等設置会社（同条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社になること。

様式第二記載上の注意7．②③を次のように改める。

③　監査等委員会設置会社（会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）又は指名委員会等設置会社（同条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社になること。

（信託業法施行規則の一部改正）

第二十四条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「委員会設置会社にあっては」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第二十六条第一項及び第四十二条第二項第三号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第四十三条第一項第一号ニ中「委員会設置会社にあっては」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第四十四条第二項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　会社法第七百八十四条の二又は第七百九十六条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

別表第三合併をしたときの項添付書類の欄第二号中ヌをルとし、トからリまでをチからヌまでとし、への次に次のように加える。

ト　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

別表第三会社分割（吸収分割）により信託業の一部の承継をさせたときの項添付書類の欄第二号中ヌをルとし、トからリまでをチからヌまでとし、への次に次のように加える。

ト　会社法第七百八十四条の二又は第七百九十六条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

別表第四会社分割により信託業の全部の承継をさせたときの項添付書類の欄第二号中ルをヲとし、ヌをルとし、同号リ中「第七百六十三条第十号」を「第七百六十三条第一項第十号」に改め、同号中リをヌとし、チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

別表第四合併により消滅したときの項添付書類の欄第二号中ルをヲとし、トからヌまでをチからルまでとし、くの次に次のように加える。

ト　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

別紙様式第１号第２面中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役及び執行役」に改め、同様式第４面中「取締役及び執行役」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役」に改め、同面注意事項中「取締役又は執行役」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役」に「全取締役及び全執行役」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役」に改め、同面注意事項中「取締役又は執行役」を「全取締役及び全執行役」に「全取締役及び全執行役」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役」に改める。

別紙様式第２号第２面中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役及び執行役」に改め、同様式第４面中「取締役及び執行役」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役及び執行役」に改め、同面注意事項中「取締役又は執行役」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役」に「全取締役及び全執行役」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役」に改める。

別紙様式第十二号の表記載上の注意中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

別紙様式第十五号第２面中「委員会設置会社にあっては、取締役及び執行役、持分会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役、持分会社にあっては、取締役、持分会社にあっては」に改め、同様式第４面中「取締役及び執行役又は」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役、持分会社にあっては」に改め、同面注意事項中「取締役又は執行役又は」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては全取締役及び全執行役、持分会社にあっては業務を執行する社員」を「監査等委員会設置会社にあっては全取締役、指名委員会等設置会社にあっては全取締役及び全執行役、持分会社にあっては業務を執行する全社員」に改める。

（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二十五条　内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「による」を「により」に改める。

別表第一金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の項中「第百三十九条の四第八項」を「第百三十九条の四第九項」に改め、同表投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の項中「第八十二条第二項」の下に「、第八十一条の二第二項において準用する同法第百八十二条の六第二項」を加え、同表保険業法（平成七年法律第百五号）の項中「第三百九十四条第一項」の下に「、第五十三条の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九条の十一第一項」を加え、「第九十六条の九第四項」を「第九十六条の九第五項」に改め、同表資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の項中「第六十三条第二項」を「第三十八条及び第五十条第一項において準用する会社法第八十二条の六第二項、第六十三条第二項」に「会社法」を「同法」に改める。